

大阪府農業近代化資金融通措置要綱
＜令和8年10月1日一部改正版＞

第1 目的

府内の農業経営を近代化し、農業者の所得増大を図るため、大阪府は農業者又は、農業協同組合等の必要とする長期、低利資金の融通を円滑にし、もって農業経営の安定に資することを目的とする。

第2 措置

大阪府は農業経営の近代化のために必要な資金の融通について、その貸付金利を適正にし、借入者の利子負担の軽減を図るため利子補給等の措置を講ずる。

第3 融資枠

毎年度知事が別に定める。

第4 融資条件等

地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、近代化資金の融資条件は以下を基準とする。

1 資金の種類

資金の種類は、農業者の必要とする農業近代化資金である農業経営高度化資金（以下「高度化資金」という。）と一般資金及び農業協同組合等の必要とする農業近代化資金である共同利用事業向け資金（以下「共同利用資金」という。）の3種類とし、その用途別資金分類は別記のとおりとする。

2 借入資格

(1) 高度化資金

農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）とする。

- a 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者
- b 1年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市町村から証明を受けた者
- c 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア 次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。

（ア） 耕種農業以外の農業を営んでいること。

（イ） 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）を利用せずに耕種農業を営んでいること。

（ウ） その他（ア）又は（イ）に相当する事由があること。

イ 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

ウ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をい

う。)である構成員)がいること。

- エ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
- オ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

(2)一般資金

農業を営む者であって次に掲げるもの（地域計画農業者等を除く。）とする。

- a 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）
 - ア 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。以下「認定農業者」という。）
 - イ 前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）
- b 農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者（以下「認定新規就農者」という。）
- c (1)のcのイからオまでに掲げる要件の全てを満たす農業者（農業サービス事業体であって、(1)のcのイ、ウ及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）
- d 原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）
- e 地域計画農業者等並びに aのア、b及びcに掲げる者の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）
- f 次に掲げる者（以下「集落営農組織等」という。）
 - ア 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）
 - (ア) 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること。
 - ①事項
 - ㊦ 団体の目的
 - ㊧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
 - ㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - ㊩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
 - ②基準
 - ㊦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ㊧ 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ㊨ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ㊩ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
 - ㊪ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
 - (イ) 一元的に経理を行っていること。
 - (ウ) 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有

していること。

(エ) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

(オ) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

g 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びに a のア及び b から e までの者が全構成員の過半を占めるものであって f のアの（ア）に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(3) 共同利用資金

次に掲げる者とする。

a 次に掲げる要件の全てを満たす大阪府内の農業協同組合（以下「農協」という。）

ア 重大な法令違反や不祥事がないこと（再発防止策が講じられ、おおむね3年以内に再発していない場合を含む。）。

イ 国及び大阪府の行政検査並びに大阪府農業協同組合中央会又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと（改善措置が講じられている場合を含む。）。

ウ 農協の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農協については、この限りでない。）。

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農協については、この限りでない。）。

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

b 農業協同組合連合会

前項に掲げる貸付要件を全て満たす農業協同組合連合会とする。

c 農業者、農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農協又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及

び協同組合連合会（農協又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農協又は農業協同組合連合会が当該農住組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次の（ア）又は（イ）に掲げるもの以外に対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農協又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

（ア） 農業者、農協又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

（イ） 農業者、農協又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を拠出している一般財団法人

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であって、農業者、農協、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの

ケ 農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、農業者、農協又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他について、次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（(2)のfのア及びgに該当するものを除く。）

① 事項

㉞ 団体の目的

㉟ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㊱ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㊲ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

② 基準

㉞ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

㉟ 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

㊱ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㊲ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㊳ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

3 融資機関

融資機関は、農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農協並びに大阪府信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）及び農林中央金庫（以下「中金」という。）等とする。

4 融資限度

a 高度化資金

ア 次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあつては7億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

(ア) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

(イ) (ア)に掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

(ウ) 集落営農組織

(エ) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、2の(1)のaからcまでに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであつて、かつ、2の(2)のfのアの(ア)の①に掲げる事項及び②に掲げる基準に従った規約を有しているもの

イ ア以外の者に対する貸付けにあつては、2億円

b 一般資金

ア 2の(2)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあつては2億円

(ア) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

(イ) (ア)に掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

(ウ) 集落営農組織及び2の(2)のgに掲げる農業を営む任意団体

イ 農業参入法人に対する貸付けにあつては、1億5,000万円

ウ ア及びイ以外のものに対する貸付けにあつては、1,800万円

c 共同利用資金

1組合当り15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）とする。

5 融資期間

融資期間は20年以内（据置7年以内を含む。）において資金用途ごとに別記のとおりとする。

6 融資経路及び貸付利率

a 高度化資金及び一般資金

農協、信連、又は中金から農業者への経路で融資するものとし、貸付利率は農林水産大臣が定める率とする。

b 共同利用資金

中金、信連、又は農協から組合への経路で融資するものとし、貸付利率は農林水産大臣が定める率とする。

7 融資率

(1)高度化資金の融資率は100分の100以内とする。

ただし、農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設取得等資金」という。（給排水施設については、別記1のaのカの（ア）参照。））及び農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。（別記1のaのカの（イ）参照。））を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。

- (2)一般資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

a 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(2)にかかわらず、100分の100以内とする。

b 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(2)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り適用するものとする。

- (3)共同利用資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

8 償還方法

毎年1回又は2回の元金均等償還とする。

9 貸付形式

証書貸付とする。

10 担保及び保証人

大阪府農業信用基金協会（以下「協会」という。）の債務保証を付するものにあつては、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

第5 知事の承認

農業近代化資金を貸付けようとする融資機関は利子補給承認申請書を提出し、知事の

承認を受けなければならない。

第6 利子補給

知事は、この要綱の定めるところにより農業近代化資金を貸付けた融資機関に対し、次により利子補給を行うものとする。

1 利子補給契約

利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する農業近代化資金利子補給契約書によって行うものとする。

2 利子補給の額

利子補給の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき農林水産大臣が定める率で算出した借入承認ごとに対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計とする。

3 利子補給金の請求

融資機関が利子補給金の交付を受けようとするときは、農業近代化資金利子補給金交付請求書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。（ここに掲げる書類の様式は知事が別に定める。）

- a 農業近代化資金利子補給金請求明細書
- b 融資平均残高計算書
- c その他、知事が必要と認める書類

4 利子補給金の支払い

知事は農業近代化資金利子補給金交付請求書を受理した場合において適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払う。

5 利子補給の打ち切り等

知事は、農業近代化資金を借り受けた者が、その借入金の目的以外の目的に使用したとき、又は融資機関がその責めに帰すべき理由により、この要綱又は、農業近代化資金利子補給契約書の各条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

6 報告の徴収等

融資機関は、知事が当該融資機関の行った農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合、又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第7 借入者及び融資機関の義務

1 農業近代化資金の貸付を受けたものは、この要綱の定めるところにより貸付けの目的に従い、当該貸付にかかる事業を行い、かつ貸付金の他の用途への使用をしてはならない。

2 融資機関及び農業近代化資金の貸付を受けたものは、貸付にかかる経費の収支を明らかにし、書類を常に整備しておかなければならない。

3 融資機関は、農業近代化資金の融資対象事業について、その事業の進捗状況を常に把握するとともに、当該事業が完了したときは速やかに事業完了届（様式は知事が別に定

める。)を借受者から徴求の上、知事に提出するものとする。

- 4 融資機関は、この要綱の定めるところにより善良な管理者の注意をもって農業近代化資金の管理に当らなければならない。

第8 融 資 手 続

1 高度化資金及び一般資金

- a 農業近代化資金の貸付けを受けようとする農業者は、借入申込書（様式は知事が別に定める。）を融資機関に提出するものとする。
- b 融資機関は、内容を審査の上、利子補給承認申請書（様式は知事が別に定める。）を作成の上、aの借入申込書の写を添え、知事に提出するものとする。
- c 知事は利子補給承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、必要ある場合は市町村等の意見を徴し、利子補給の諾否を決定し融資機関に通知するとともに市町村及び協会にも通知するものとする。
- d 融資機関は知事の利子補給承認に基づき借用証書（様式は知事が別に定める。）を徴求の上、貸付けるものとする。
- e 融資機関は、dの貸付けを実行した後、当該資金が償還されるまで毎月農業近代化資金残高移動報告書（様式は知事が別に定める。）を翌月10日までに知事に提出するものとする。

2 共同利用資金

- a 農業近代化資金の貸付けを受けようとする組合は、借入申込書（様式は知事が別に定める。）を融資機関に提出するものとする。
- b 融資機関は、内容を審査の上、利子補給承認申請書（様式は知事が別に定める。）を作成し、aの借入申込書の写を添えて知事に提出するものとする。
- c 知事は利子補給承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査の上、必要ある場合は市町村等の意見を徴し、利子補給の諾否を決定し融資機関に通知するとともに市町村及び協会にも通知するものとする。
- d 融資機関は、知事の利子補給承認に基づき借用証書（様式は知事が別に定める。）を徴求の上、貸付けるものとする。
- e 融資機関は、dの貸付けを実行した後、当該資金が償還されるまで毎月農業近代化資金残高移動報告書（様式は知事が別に定める。）を翌月10日までに知事に提出するものとする。

第9 クイック融資

クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成19年3月30日18経営第7836号農林水産省経営局長通知）に基づく担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする資金について、企業経営診断手法を活用した無担保、無保証での融資の可否を判断する融資（以下「クイック融資」という。）を適用する場合の手続きについては、第5及び第8の1のd、2のdの規定によらず、以下により行うものとする。

1 クイック融資の方法

特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。）第3の3の（1）により委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、知事に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができる。

ただし、貸付実行以降に利子補給承認をしない場合又は金利情勢により貸付利率を変

更することがある。

2 貸付決定の報告

受任融資機関は、クイック融資による貸付決定を行ったときは、同日中に知事にその旨を報告すること。

第10 その他

災害等により被害を受けた者に対して行う農業近代化資金の貸付けに係る特例措置については、別に定める。

別記 用途別資金分類

1 資金の種類

a 高度化資金の種類

ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地は含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「建構築物等取得等資金」という。）

イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（以下「果樹等植栽育成資金」という。）

ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）

エ 事業費2億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（以下「小土地改良資金」という。）

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（以下「長期運転資金」という。）

（ア）農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

（イ）農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

（ウ）能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

（エ）品種の転換を行うのに必要な資金

（オ）農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

（カ）営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

（キ）地域計画農業者等（2の(2)のaのア又は2の(2)のfのアに掲げるものに限る。）が、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって2の(2)のaのアの認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって2の(2)のfのアに掲げるものに参加する（2の(2)のfのアに掲げるものが法人化するときに限る。）ために必要な資金

（ク）農業経営の改善の前提として農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金。ただし、償還が困難となっている者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたのものに限る（以下「前向借換資金」という。）。

(ケ) (ア) から (ク) までは掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(ア) 農村給排水施設取得等資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、給排水施設に係る利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に要する特定農家住宅資金

① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条の過疎地域又は山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

(i) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に規定する事業の実施に伴い移転すること。

(ii) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。

(iii) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）すること。

(iv) 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であつて、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をすること。

② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「水田養殖施設取得等資金」という。）

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けにあつては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

なお、内水面養殖施設に係る利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産課の意見を徴する必要がある。

(エ) 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を

含む。)に必要な資金(以下「農地等取得資金」という。)

b 一般資金の種類

ア 構築物等取得等資金(認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、復旧に必要な資金を除く。)

イ 果樹等植栽育成資金(認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。)

ウ 家畜購入育成資金

エ 小土地改良資金(事業費1,800万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。)

オ 長期運転資金(別記1のaのオの(イ)に掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具の賃借権の取得に係る資金に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金(別記1のaのオの(キ)に掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。)を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者は別記1のaのオの(ウ)から(オ)までに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、別記1のaのオの(カ)に掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、別記1のaのオの(ケ)に掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。)

カ 大臣特認資金(農地等取得資金を除く。)

c 共同利用資金の種類

ア 構築物等取得等資金(復旧に必要な資金を除く。)

イ 果樹等植栽育成資金(果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。)

ウ 家畜購入育成資金

エ 小土地改良資金(事業費1,800万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。)

オ 大臣特認資金(水田養殖施設取得等資金に限る。)

カ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設(以下「農村環境整備施設」という。)であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金(以下「農村環境整備資金」という。)

この「農林水産大臣の定めるもの」は診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設(農事放送施設及び農業管理センターを含む。)、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設とする。

2 償還期限及び据置期間

償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)は次に掲げる範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

a 高度化資金の償還期限は20年、据置期間は7年の範囲内とする。

b 一般資金の償還期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数の範囲内とする。

ア 認定新規就農者 償還期限 17 年(小土地改良資金を含む場合は 18 年)、据置期間 5 年(果樹等植栽育成資金を含む場合は 7 年)

イ ア以外の者 償還期限 15 年、据置期間 3 年（果樹等植栽育成資金を含む場合は 7 年、認定農業者等については 7 年）

- c 共同利用資金の償還期限は15年（畜舎、果樹棚等（農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。）に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は20年）、据置期間は 3 年（果樹等植栽育成資金を含む場合は 7 年）の範囲内とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 4 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱制定の際、現に旧大阪府農業近代化資金融通措置要綱並びに大阪府農林漁業近代化資金融通要綱により利子補給承認を受けた近代化資金については、この要綱によるものとし、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、昭和 4 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 4 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 4 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 4 6 年 4 月 1 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 4 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 4 7 年 5 月 1 6 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 4 8 年 5 月 2 8 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和 4 8 年 1 0 月 8 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 4 9 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 4 9 年 1 2 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前

の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年6月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年5月8日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年6月12日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年9月11日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年4月14日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年5月7日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年6月26日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 市町村の区域内の一定の地域について自然的経済的条件に応じ一体として農業の振興を図るため作成された農産物の生産の転換、農用地の農業用の利用の増進その他当該地域の農業の再編整備に関する計画で昭和61年3月31日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であって別表1の資金の種類に掲げる資金のうち農

林水産大臣の定めるものに該当するもの

(以下「地域農業再編整備資金」という。)については、同表の貸付利率の欄中「年 6. 0 %」とあるのは「年 5. 0 %」とする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 2 月 3 日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 59 年 5 月 18 日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 5 月 21 日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の融資最高限度額、融資期間、据置期間、貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 3 月 14 日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 5 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 2 月 20 日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月 15 日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年10月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年2月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年10月4日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年9月14日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年12月11日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年11月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年12月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年3月13日から適用する。
- 2 この要綱の適用日前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成4年11月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年1月8日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成4年12月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年5月31日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成5年4月16日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年8月27日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成5年6月4日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年2月22日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成5年12月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年10月2日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成7年8月9日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年12月21日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成7年11月10日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年2月1日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成7年12月8日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月7日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成8年4月15日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年10月18日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成8年9月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年3月10日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年2月7日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月14日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年3月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年5月14日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年4月23日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月16日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年5月23日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年7月29日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年8月28日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年7月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

は、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年9月10日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年8月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年10月13日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年9月24日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年12月10日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年10月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年1月16日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成9年11月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月23日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年2月6日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月11日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年3月9日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月24日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年3月17日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年5月13日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年4月14日から適用する。

- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月2日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年6月16日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年9月7日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年8月31日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月7日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年9月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年11月26日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成10年10月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年1月20日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年1月6日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年2月17日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年2月12日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年3月15日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年2月22日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年5月24日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年4月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年6月7日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年5月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年7月5日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年6月16日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月6日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年8月3日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年10月4日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年9月28日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年11月5日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年10月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年11月30日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成11年11月29日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年1月6日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年1月7日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年2月14日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年2月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年3月1日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年2月21日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年3月6日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年3月22日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年3月27日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月20日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年4月21日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月7日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年5月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月23日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年6月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年9月25日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年9月25日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月26日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年10月26日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年12月28日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成12年12月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月14日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年2月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年3月5日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年2月26日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年3月26日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年3月19日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月9日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年4月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月16日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年5月18日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月13日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年6月1日から適用する。

- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月10日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年7月3日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月17日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成13年8月14日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年2月21日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成14年2月20日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月10日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成14年4月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月1日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成14年7月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行日前に承認された農業近代化資金については、貸付対象者を除き、従前の例によることができる。
- 3 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月26日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月12日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月10日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置

置要綱の規定は、平成１８年５月１日から適用する。

- ２ この要綱の適用前に貸付けられた農業近代化資金については、なお、従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成１９年４月１８日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、平成２０年４月９日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、平成２０年１２月１５日から施行し、改正後の大阪府農業近代化資金融通措置要綱の規定は、平成２０年１２月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、平成２５年７月２５日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成２６年６月１９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。